

管内からの作品が受信環境クリーン中央協議会会長賞に ～平成 23 年度受信環境クリーン図案コンクール～

全国の中学生を対象とした第44回「受信環境クリーン図案コンクール」が実施され、全国の作品（315校、3,365作品）の中から、長野県内の長野市立犀陵中学校3年 南雲(なぐも) みすずさんの作品が受信環境クリーン中央協議会会長賞に入賞しました。

信越総合通信局管内（長野県、新潟県）では、6校から162作品の応募があり、信越受信環境クリーン協議会会長賞に小林 茉由(こばやし まゆ)さん（長野市立犀陵中学校3年）及び五十嵐 彩子(いからし あやこ)さん（新潟市立新津第五中学校2年）の作品が決定したほか、協議会奨励賞2名、入選10名、佳作10名の24作品が入賞しました。

表彰式は、10月22日（土）に長野市生涯学習センター（長野会場）及び(株)新潟総合テレビ（新潟会場）の各会場で執り行われ、入賞者に賞状及び副賞を授与しました。



受信環境クリーン中央協議会会長賞

【左上】長野市立犀陵中学校3年 南雲 みすずさん

信越受信環境クリーン協議会会長賞

【右上】長野市立犀陵中学校3年 小林 茉由さん

【右下】新潟市立新津第五中学校2年 五十嵐 彩子さん

CONTENTS

ICT（情報通信技術）を活用した防災・減災セミナー ～新潟県新潟市で開催～

信越総合通信局は、信越地方非常通信協議会、信越電波協会の、信越情報通信懇談会と共催で、11月17日、新潟市内で「ICT（情報通信技術）を活用した防災・減災セミナーin新潟」を開催しました。

本セミナーでは、東京大学地震研究所の大木助教から「地震発生メカニズムと地震予知」と題して、本年3月11日に発生した「東日本大震災」の起因となった大陸プレートの動きと、蓄積される地形ひずみエネルギーの分析状況、地震によって引き起こされた津波のもつ破壊力などから、沿岸部での地震では、まず避難することの重要性がアピールされました。

併せて、日本大学文理学部の中森教授から「災害時における情報の機能」と題して、被災者アンケートをもとに、災害時にはどのような情報を知りたいのか、どこから情報を得ようとしたかといった災害情報収集行動を分析、地震発生後の大混乱で役だったTV、ラジオ、新聞といったメディアの特長点とともに、情報の受容過程において被災者行動として問題とされる10項目について具体例により説明をいただきました。

また、当局が主宰した調査検討会が取り組んだシステム実用化に向けた基礎実験の結果発表として、信州大学総合情報センター長の不破教授から防災・減災に向けた「災害時捜索支援システム」を想定したビル等倒壊現場における被災者捜索のための実証試験の概況説明と、新潟大学工学部の牧野教授から「WebGISによるDMAT支援用トリアージ情報リアルタイム把握システム」として被災者の救命に繋がるシステムの事例発表がありました。

さらに、(株)シスコムの岩永社長から平成21年度調査検討会の成果である「80GHz帯高速無線伝送システム」の制度化に向けた進捗状況と、今後の災害対応での活用手法についても報告されました。

セミナーは、国、地方自治体、消防・医療機関、通信事業者等から約130名の聴講があり、システム展示では具体的利用に係る質問がでるなど大きな関心が寄せられました。



【左上】

セミナーでの講演模様

【右上及び左下】

トリアージシステムと80GHz帯
高速無線システムの展示の様子

(問)無線通信部 企画調整課 026-234-9940

新潟総合警備保障株式会社への特定信書便事業の許可等 ～信越総合通信局管内で7者目の許可～

10月28日、新潟総合警備保障株式会社（代表取締役：廣田 幹人）に対し特定信書便事業（注）の許可を行うとともに、信書便約款及び信書便管理規程の認可を行いました。

同社に対する許可により、信越管内での特定信書便事業者は7者（全国359者）となります。

特定信書便事業は、信書の送達において高度化・多様化する利用者のニーズにこたえ、創意工夫を凝らして様々なサービスを提供する事業と位置付けられており、今般の参入より、利用者の選択の機会が拡大することが期待されます。

なお、同社の特定信書便事業の概要は以下のとおりです。

特定信書便事業の参入分野：

90cm超又は4kg超の信書便物送達

1,000円超の料金の信書便物送達

提供区域：新潟県

【佐藤局長（右）から廣田代表に許可状を交付】



（注）特定信書便事業とは

郵便事業株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、総務大臣の許可を受けた信書便事業者のうち、特定の形態に該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスを提供する事業です。

（問） 信書便監理官 026-234-9932

知っておきたい法的リスクと対処法で課題克服！ 「デジタルコンテンツにおける著作権・肖像権セミナー」を開催

信越総合通信局は、10月3日（月）に長野市内において、「デジタルコンテンツにおける著作権・肖像権セミナー ―知っておきたい法的リスクと対処法―」を、信越情報通信懇談会との共催により開催し、自治体担当者、放送関係者を中心に約60名が参加しました。

本セミナーでは、弁護士・弁理士でロウタス法律事務所所長の高橋氏から、コンテンツを制作し発信する上で、知っておくべき著作権・肖像権の法制度、権利保護の重要性、また見落としがちな点や権利侵害となった場合の対処法等について、専門家の立場からわかりやすく解説していただきました。



セミナーの様様

聴講者は、企業及び自治体等のコンテンツ制作者自らが、著作権・肖像権に係る理解を深めることが、結果的に権利侵害のリスクを回避し、優れたコンテンツの制作と円滑な流通の確保を図る上で不可欠であるなど、それぞれが取べき行動や対応策について、身近な問題として熱心に聞き入っていました。また、聴講者から、映像制作やウェブサイトへの掲載にあたっては、著作権や肖像権などの面で注意すべき点について、多くの質問が寄せられていました。

信越総合通信局では、これからも信越地域におけるデジタルコンテンツ産業の更なる発展、知的財産の創造・保護及び活用に関する施策を計画的に推進すべく取り組んでいくこととしています。

（問）情報通信部 情報通信振興室 026-234-9937

平成23年度上半期における電波監視の概要

信越総合通信局は、平成23年度上半期（4月～9月）における電波監視の概要についてとりまとめました。

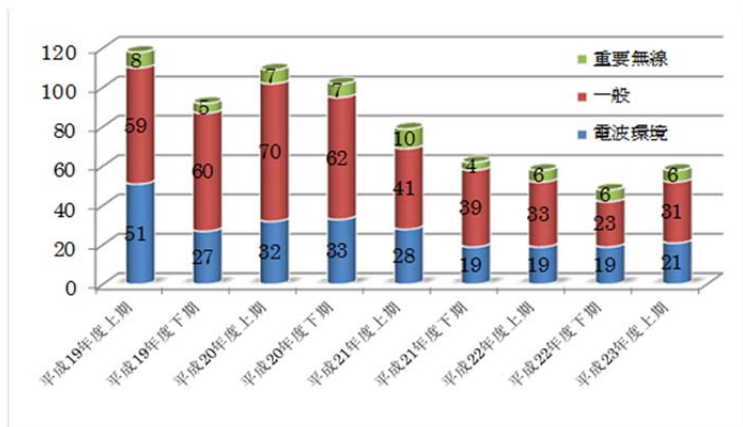
なお、詳細は、当局ホームページ([平成23年度報道資料](#))をご覧ください



■混信妨害等の申告及び対応状況

平成23年4月1日から同年9月30日までに当局に寄せられた申告・相談は、58件です。そのうち、航空保安、海上保安、消防などの「重要無線通信」に関する申告は6件（10%）、業務用無線やアマチュア無線など「一般無線通信」に関する申告は31件（53%）、家庭電化製品等への障害や人体への電磁波の影響の相談など「電波環境」の申告は21件（36%）となっています。

申告受付件数の推移（年度半期別）



重要無線通信に係る申告の内訳は、消防関係4件、鉄道及び陸上運輸関係がそれぞれ1件ずつです。また、妨害の原因としては、電波の異常伝搬によると推定されるものが4件、自己設備の不具合によるものが2件でした。

なお、申告件数は、近年、減少傾向にあります。

■不法無線局の共同取締り状況

(問)無線通信部 監視調査課 026-234-9945

捜査機関との不法無線局の共同取締りを路上で5回、海上で1回実施し、不法無線局を開設していた8人を摘発しました。

摘発した不法無線局の内訳は、不法アマチュア無線4局、不法パーソナル無線4局でした。特に不法パーソナル無線は携帯電話などに妨害を与えるおそれがあり、今後も取締りを強化します。

【共同取締りの実施場所及び摘発件数等】

実施場所	摘発件数	指導数	計
長野県木曾郡木曾町	3	4	7
長野県埴科郡坂城町	2	0	2
長野県飯山市	1	1	2
長野県佐久市	0	3	3
新潟県上越市(直江津港)	1	1	2
長野県塩尻市	1	3	4
計	8	12	20



【共同取締りの様子】

狩猟関係者の皆様へ

～狩猟時の電波利用、マナーを守って！～

11月15日から翌年2月15日まで
は狩猟期間となっていますが、同行
者との連絡手段としてアマチュア無
線などが利用されていることがあり
ます。

無線機を使用する際には、つぎに
ご注意ください。

・アマチュア無線は、無線従事者
の資格と無線局の免許が必要で
す。また使用する場合は、電波の
ルールを守って正しく運用しまし
よう。

・外国規格の無線機（FRS/GMRS^{注1}
等）は、国内では使用できません。
使用した場合には、重要無線通信
に妨害を与えるおそれがありま
す。

・猟犬用発信器（通称：ドッグマ
ーカー）は、日本の技術基準に適
合していなければ使用できませ
ん。使用できる発信器には、技適
マーク^{注2}がついています。

ハンターの皆さんへ

無線機は ルールを守って、 正しく使いましょう。



**アマチュア無線を使用する場合は、
電波のルールを守って正しく運用しましょう。**

アマチュア無線のルール

- ・アマチュア無線は金銭等の利益ではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うものです。
- ・無線局の免許及び無線従事者の資格の両方が必要です。
- ・免許状に記載された周波数及び空中線電力の範囲内で運用して下さい。
- ・通信する際は、免許状に記載されたコールサインを必ず送出して下さい。
- ・周波数の使用区分（バンドプラン）に従って通信して下さい。
- ・特定の周波数を独占して使用することはできません。

	144MHz帯	430MHz帯
144MHz帯及び430MHz帯において、 FM無線電話が運用可能な周波数	144.70～145.80MHz	431.40～431.90MHz 432.10～434.00MHz 438.00～439.00MHz

**！ 免許を受けずに
無線局を開設
又は運用した場合は、
罰せられます。**

**外国規格の無線機（FRS、GMRS及び
MURS）は国内では使用できません。**

FRSやGMRS等の外国規格のトランシーバーやGPS付きのMURS
ドッグマーカーが、インターネットショッピング等で安価で出回っています。
これらの機器は日本の技術基準に適合しておらず、国内では防災行政
無線や放送事業用無線、地上デジタル放送などの重要無線通信に障害
を与えるおそれがあり、国内での使用は禁止されています。

当局では、管内の主要な地域に設置してある遠隔電波監視システム等を活用して違法、不法な電波の監視を行い、正しく無線局を運用している方の保護と良好な電波利用環境の維持に努めていますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

注1 FRS/GMRS (Family Radio Service/General Mobile Radio Service)

米国の連邦通信委員会規則の技術基準に適合した無線機ですが、日本国内では使用できません

注2 技適マーク

日本の技術基準に適合した無線機には、右のような技適マークがついています。



**免許を受けずに無線局を開設又は運用した場合は、1年以下の懲役ま
たは100万円以下の罰金に処せられることがあります。**

(問)無線通信部 監視調査課 026-234-9945